

請願第 2 号

小・中学校給食費の無償化を求める請願書

【請願趣旨】

憲法第 26 条 2 項は、「すべて国民は法律の定めるところによりその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする」とあります。

学校給食法第 19 条にもとづく就学援助金の項目は、「学校給食費、学用品費、通学用品費、新入学児童、生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費、卒業アルバム代等、入学準備金を援助する。」とあります。

この他にも、ランドセル、制服（標準服）、体操服、上履きなどさまざまな出費があり大変です。

3 年余にわたるコロナ禍、ロシアのウクライナ侵略による燃料費の値上げ、相次ぐ食料品の大幅な値上げは私達の暮らしを圧迫しています。せめて子どもの生命と健康を守る役割をもつ学校給食費を無償化してください。

【請願項目】

小・中学校の給食費を無償にしてください。

令和 5 年 6 月 6 日

請願者 中津市沖代町 2-5-80
新日本婦人の会中津支部
支部長 柴山 京子

中津市議会議長 相良 卓紀 殿